

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス永田店

埼玉県秩父市永田町三千四百二十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 夜間（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。以下同じ。）に店舗面積が五百平方メートル以上の小売店の営業を行う場合又は深夜（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。以下同じ。）に音響機器を使用する場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第六十六条の規定に基づき次のことを遵守すること。
- (一) 夜間において規制規準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。
- (二) 深夜においては、外部に音が漏れないようにすること。
- (2) 収容台数が二十台以上又は五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合は、利用者へのアイドリングストップの周知を行うこと。（駐車場が点在する場合は、それぞれの場所で周知できるような対応を行うこと。）
- (3) 埼玉県の「大型店、チェーン店の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、地元商工団体への積極的な加入を検討すること。

#### 二 縦覧期間

令和五年八月四日から令和五年九月四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター